

1. 計画策定の経過

日時	内容
令和5年6月21日	令和5年度第1回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）第3次障害者計画における重点取り組みの現状について （2）計画策定にあたって （3）アンケートとヒアリング調査について
令和5年7月7日 ～令和5年7月31日	アンケート調査の実施
令和5年7月7日 ～令和5年9月23日	ヒアリング調査の実施
令和5年9月27日	令和5年度第2回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）アンケートヒアリング結果から （2）計画の方向性について（骨子案） （3）福祉計画の数量見込みについて
令和5年12月6日	令和5年度第3回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）重点取り組みと施策の展開について （2）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 成果目標への取り組みと障害福祉サービス等の見込量確保のための方策 （3）計画の推進について （4）パブリックコメントについて
令和5年12月25日 ～令和6年1月24日	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	令和5年度第4回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）計画素案について （2）パブリックコメントの結果について （3）計画概要版について （4）計画の推進について

2. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会名簿

◎委員長、○副委員長（敬称略）

委員区分	所属名	氏名
学識経験者	南あわじ市民生委員児童委員連合会	酒井 義夫
福祉団体関係者	南あわじ市社会福祉協議会	○ 森 裕美
保健医療関係者	南あわじ市医師会	田中 一宏
障害者団体関係者	南あわじ市身体障害者福祉協会	平 一孝
	南あわじ市手をつなぐ育成会	後藤 直子
	みはら家族会	坂口 礼子
行政関係者	洲本健康福祉事務所	鷲見 宏
	あわじ特別支援学校	尾山 圭
	南あわじ市福祉事務所	齋藤 浩二
その他市長が必要と認めた者	淡路圏域地域生活支援拠点	藤村 要至
	南あわじ市障害者基幹相談支援センター	平見 明子
	ウインズ・きらら	藪脇 久臣
	淡鳳会	松谷 浩行
	森の木ファーム	◎ 松本 守史
	淡路障害者自立支援協議会	奥本 洋志
	淡路圏域コーディネーター	古東 千富
	公募委員	森 幸子

3. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会条例

平成23年3月31日

条例第3号

改正 平成25年3月29日条例第9号

平成27年3月31日条例第10号

平成30年3月30日条例第12号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（以下、これらを「障害者福祉計画等」という。）を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に優れた識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から障害者福祉計画等が策定されるまでの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南あわじ市条例第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱を受けている委員の任期は、この条例による改正後の南あわじ市障害者計画等策定委員会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

4. 用語解説

ア行

アクセシビリティ

「利用しやすさ」のことであり、情報アクセシビリティは、パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、障がい者や高齢者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

アセスメント

サービス利用者等の課題解決に必要な情報の見極めや収集、課題状況の把握と分析を行う事前評価の過程のこと。

医療的ケア児

医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のことです。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」とは区別され、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

NPO

広義では、非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

エンパワメント

障がいのある人自身が力をつけ、自己選択・自己決定を可能とするため、社会資源を再検討し整備を行っていかうとする考え方。

力行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う。

グループホーム

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行う居住施設。

高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）全般を指す言葉。

合理的配慮

障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のこと。

個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画のこと。

コミュニケーション

複数の人間が、感情、意思、情報などを、受け取り合うこと、あるいは伝え合うこと。

サ行

サポートファイル

特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、成長の各段階で、途切れることなく一貫した支援を円滑に受けられるように、その特徴・特性やこれまで受けてきた支援の内容などを書き込めるファイルのこと。

自助、共助、公助

自助とは、本人が福祉サービスなどの援助を受け、より質の高い生活を維持し、家族、友人、近隣などの援助によって生活上の問題解決がなされることを意味する。共助とは、地域や市民レベルでの支え合いのことで、社会福祉事業やボランティア活動、協同組合の助け合い活動などのことを指す。公助とは、政治行政による支援のことで、公的なサービスを用いて個人レベルでは解決できない生活問題に対処することを意味する。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を受ける地域の中核的な療育支援施設。

重層的支援体制

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。

障害者基本法

1970年に制定された心身障害者対策基本法が改正されたもので、93年12月公布。特徴は、(1)法の名称が心身障害者から障害者にかわったこと、(2)従来からの対象だった身体障がい者（内部障がい者を含む）と知的障がい者に精神障がい者が加えられたこと、(3)法の基本理念と目的が、「障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと、(4)国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたこと、(5)12月9日を「障害者の日」としたことなど。

障害者差別解消法

すべての国民が、障がいのありなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が法律名を変更して、「障害者総合支援法」として施行された。障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している障がいのこと。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者の就労にあたり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

身体障害者手帳

身体障害者法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障害がある。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指す。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

成年後見制度

障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

相談支援事業者

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供、連絡調整を行う。本人の意向を勘案したうえでサービス利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行う機関。

ソーシャルインクルージョン

障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

夕行

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

特別支援学校

平成18年に学校教育法が改正されたのに伴って、特殊教育を継承・発展させるものとして始まった教育制度で、特別支援学校は、これまでの盲学校、聾（ろう）学校、養護学校にかわる学校として創設されたものである。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ナ行

入所施設

心身の障がいや経済的理由などによって居宅で自立生活が送れない人を入所させ、介護や養護、食事、入浴などのサービスを提供する施設。

ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、同じ条件で生活を送ることができる社会に改善していこうという考え方。

ハ行

発達障がい

乳児期から幼児期にかけた精神・知能の発達過程で現れる脳機能の障がい。社会との交流、注意・記憶など、それぞれ特徴ある機能障がいを示す。

パラスポーツ

身体機能や知的発育などに障がいがある人が行うスポーツのことであり、広く障がい者スポーツを表す。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

ピアサポーター

ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」の意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

BCP

災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画（Business Continuity Planning）のこと。

マ行

モニタリング

サービス計画に対し、的確なアセスメントが出来ているか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを確認し、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。

ヤ行

ユニバーサルスポーツ

年齢、性別、障がいの有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化の違い、障がいの有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。

ラ行

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚等)によって区分される生活環境の段階。

リハビリテーション

障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指そうという考え方。

レスパイト

「一時休止」「休息」「息抜き」という意味で、在宅で障がい者等を介護している介護者が、福祉サービス等を利用し、一時的にケアを代替することによって、介護者の負担を軽減すること。

療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対して交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

南あわじ市障害者計画（第4次）及び
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：南あわじ市 市民福祉部 福祉課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話：0799-43-5216 F A X：0799-43-5316

Eメール：fukushi@city.minamiawaji.hyogo.jp